

2022年度 第2回九大本番レベル模試(教法経) 国語 採点基準

全問題に共通する基準

国語の答案については次のように採点します。

1 次の各項に該当するものは、配点はないものとし、形式上の不備として、その設問の得点から一箇所について1点ずつ減点します。ただし、配点を越える減点はしないこととします。

a 誤字脱字。同じ漢字を複数回誤っても同一の大問の中では2回目以降はカウントしないこととします。脱字は一箇所につき1点の減点とします。

b 文を記述する設問で文末の句点の抜けている場合も脱字とし1点減点します。

c 字数指定のあるとき、最後のマス目まで文字が書いてある場合も脱字とし1点減点します。

d 字数指定のあるとき、最後のマス目に文字と句点を同居させている場合。これは本来字数超過で3bから0点とすべきですが脱字とし1点の減点に留めます。

e 字数指定のあるとき、一マスに記述記号と文字を同居させたり、あるいは吹き出し用いたり二重線で消したりするなど、解答欄を不適切に用いたものは、原則としてそれぞれ1点の減点としてください。

f 不適切な文末処理。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないもの。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなど。ただし、「ことである。」「などの表現も」「こと」で結んでいるものと認めます。また、「から」で結んでいるものと認めます。

※文末の処理の仕方について各大問・各設問で異なる指示がある場合があります。不問とする場合もあれば配点されている場合もあります。

2 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。

c 説明問題で、解答が途中で終わっているもの。

4 それ以外の記述式の設問で、2点以上の配点のある設問(要素)は、原則として採点基準に従い部分点を与えますが、採点基準に指示がない場合は、本文の趣旨と採点基準の考え方を踏まえた上で、配点の範囲内で適宜採点します。

【一】(評論) 採点基準 (合計 60点)

☆【一・二】の現代文の配点は、「内容点」(ABC・・・)と「構造点」(XYZ・・・)で構成されます。また、内容点は各条件内に要素(①②③・・・)が3つ以上あり、得点がある場合、満点の範囲内で要素点が1点プラスされます。

問1 11点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇2点

腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、

親子で血液型などの適合条件が満たされない時、(A 3点)

B①〇1点

B②〇1点

登録し、

適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、(B 2点)

C①〇1点

C②〇1点

C③〇2点

C④〇1点

助かった子の親は、

他の登録者の子供に、

今度は自分の腎臓を提供するという

システム。(C 5点)

X (分析)分けること → A・B・Cのうち、2要素以上に○ ↓ +1点

(内容)【10点】 + 構造【1点】 = 11点

【構造点】

☆Xは、傍線部中の『腎交換ネットワーク』という社会システムを説明すべく、Aの場合に、B、Cの〈矛盾〉しない二操作に〈分析)分けること〉としていく構造への評価である。A、B、Cの要素が少なくとも二種以上あればこの構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

【X (分析)分けること】 A・B・Cのうち、2つ以上○ ↓ +1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X (1点)は、右に示した要素を組み合わせ、また要素の意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、親子で血液型などの適合条件が満たされない時、」(3点)

※ 傍線部の『腎交換ネットワーク』という社会システムを説明するための前提となる条件。

① 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、」の要素 (1点)

○ 「腎臓疾患の子供に腎臓移植を受けさせたい場合に、」 「腎臓疾患を持つ子供に腎臓移植の手術を受けさせたい場合に、」なども可○。

※ 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

② 「親子で血液型などの適合条件が満たされない時、」の要素 (2点)

○ 「親子で血液型などが適合しない時、」 「親子で血液型などの条件が適合しない時、」などでも可。

※ 「親子の(血液型などの) 適合条件の「不適合」の成分が入っていないければ✖。

※ 「親子」の成分が無い場合不可。

B 「登録し、適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、」(2点)

※ 傍線部の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明する一方の条件。

① 「登録し、」の要素(1点)

✖ 「登録」の成分が入っていなければ✖。

② 「適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、」の要素(1点)

○ 「条件が適合する他の登録者を見つけ出し、」「適合条件に合う他の登録者を探し出して貰い、」などでも可○。

✖ 「適合条件の合う別の登録者を探す」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

C 「助かった子の親は、他の登録者の子供に、今度は自分の腎臓を提供するというシステム。」(5点)

※傍線部の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明する他方の条件。

以下の4要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていないければ0点。(

① 「助かった子の親は、」の要素(1点)

○ 「移植を受けた子供の親は、」「救われた子どもの親は、」などでも可○。

✖ 「助かった子の親」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

② 「他の登録者の子供に、」の要素(1点)

✖ 「他の登録者の子供」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③ 「今度は自分の腎臓を提供するという」の要素(2点)

○ 「お返しに自分の腎臓を提供するという」「逆に自らの腎臓を提供することになる」などでも可○。

✖ 「今度は自分の腎臓を提供する」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

④ 「システム。」の要素(1点)

✖ 「システム」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問2 11点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

臓器提供者は受容者に比べ、圧倒的に少ないため、(A2点)

B①○1点 B②○2点

悪徳業者によって、密かに高額で臓器売買が行われ、(B3点)

C①○2点

C②○2点

C③○1点

その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから、強制的に摘出されることもあるという、取引。(C5点)

X (分析)分けること↓A・B・Cのうち、2要素以上に○↓+1点

(内容【10点】+構造【1点】=11点)

【構造点】

☆Xは、傍線部中の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明すべく、Aの場合に、B、Cの

〈矛盾〉しない二操作に〈分析Ⅱ分けること〉をしていく構造への評価である。A、B、Cの要素が少なくとも二種以上あればこの構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

【X〈分析Ⅱ分けること〉 A・B・Cのうち、2つ以上○↓+1点】

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X（1点）は、右に示した、条件を組み合わせた、また要素の意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「臓器提供者は受容者に比べ圧倒的に少ないため、」〈2点〉

※ 傍線部を説明するための前提条件。

① 「臓器提供者は受容者に比べ」の要素（1点）

○ 「臓器提供者は受容者よりも」「臓器受容者に比べたら提供者は」などでも可○。

× 「臓器提供者△受容者」のニュアンスの成分が入っていないと×。

② 「圧倒的に少ないため、」の要素（1点）

○ 「圧倒的に不足しているので、」「極端に少ないため、」などでも可○

× 「圧倒的に少ない」のニュアンスの成分が入っていないければ×

× 「圧倒的に」の成分が無く、「少ない」のみの場合は不可。

B 「悪徳業者によって密かに高額で臓器売買が行われ、」〈3点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aについて説明してゆく一方の条件。

① 「悪徳業者によって」の要素（1点）

○ 「悪徳業者が暗躍して」「悪徳業者の手によって」などでも可○

× 悪徳業者」のニュアンスの成分が入っていないければ×

② 「密かに高額で臓器売買が行われ、」の要素（2点）

○ 「秘密裏に臓器が高価で売買され、」「闇で臓器が高額で取引され、」などでも可○。

× 「密かで高額な臓器売買」のニュアンス成分が入っていないければ×。

× 「密かに」の成分が無い場合は不可。

C 「その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから強制的に抽出されることもあるという取引。」〈5点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aについて説明してゆく他方の条件。

以下の3要素に分けて採点。満点（5点）内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていないければ0点。

① 「その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから」の要素（2点）

○ 「その臓器は貧困家庭の子どもからや政治犯から」「その臓器を貧困家庭の子どもや政治犯から抽出し」などでも可○。

× 「臓器を貧困家庭の子供や政治犯から」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

× 「貧困家庭の子供・政治犯」の両方の成分が入っていないものは不可。

② 「強制的に抽出されることもあるという」の要素（2点）

○ 「強制的な抽出もありうるという」「否応なしに抽出されうるという」などでも可○。

× 「強制的な抽出」のニュアンス成分が入っていないければ×。

③ 「取引。」の要素（1点）

× 「取引」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇2点

A③〇2点

多くの国では、見知らぬ人と臓器を交換するというタブーを乗り越え、

理念的、実践的に多くの人命を

救うことを決定したが、〈A5点〉

B①〇1点 B②〇1点

B③〇1点

B④〇2点

日本では、未熟で狭量な精神のため、

タブーを乗り越えられず、

移植学会さえも交換腎移に否定的だった

から。〈B5点〉

X〈逆説〉AとBに〇↓1点 (8点)

(内容【10点】+構造【1点】=11点)

【構造点】

Xは、傍線部の理由を、「多くの国」と「日本」の〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明する〈逆説=矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、Aの要素、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説=矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※内容点(の採点のポイント)は以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A「多くの国では、見知らぬ人と臓器を交換するというタブーを乗り越え、理念的、実践的に多くの人命を救うことを決定したが、」〈5点〉

※ 傍線部の理由説明をするための「多くの国」の条件。

以下の3要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていない場合は0点。

①「多くの国では、」の要素(1点)

○「世界の多くの国では、」「世界の(多くの)人々は、」などでも可○。

✖「多くの国(多くの人々)」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

②「見知らぬ人と臓器を交換する」というタブーを乗り越え、」の要素(2点)

○「未知の人との臓器交換というタブーを克服し、」「かつて交流したことがない人と臓器を交換するという禁忌を乗り越えて、」などでも可○。

✖「見知らぬ人との臓器交換というタブーの乗り越え」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③「理念的、実践的に多くの人命を救うことを決定したが、」の要素(2点)

○「理念と実践の上で多くの人命の救助を判断したが」「思考と実施において多数の人命を助けることを可能としたが、」などでも可○。

✖「理念上(もしくは実践上)での多くの人命の救助」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

○具体的に理念や実践について記述した場合も可。

B「日本では、未熟で狭量な精神のためタブーを乗り越えられず、移植学会さえも交換腎移植に否定的だったから。」
〈5点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する「日本」の条件。

以下の4要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていない場合は0点。

①「日本では、」の要素(1点)

✖ 「日本」の成分が入っていないければ✖。

②「未熟で狭量な精神のため」の要素(1点)

○ 「未成熟で心が狭いため」「未熟さと心の狭さのせいで」などでも可○。

✖ 「未熟さ、あるいは心の狭さ」のどちらかのニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③「タブーを乗り越えられず、」の要素(1点)

○ 「タブーの克服ができず」「禁忌の乗り越えができず、」などでも可○。

✖ 「タブーの乗り越えの否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

④「移植学会さえも交換腎移植に否定的だったから。」の要素(2点)

○ 「移植学会ですら交換腎移植に批判的だったから。」「移植学会においても交換腎移植に反対だったから。」などでも可○。

✖ 「移植学会さえも交換腎移植を否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問4 13点

(模範解答例)

A①○1点

A②○2点

A③○3点

アーレントは、「ホロコースト」の首謀者アイヒマンを凡人と見切り、凡人こそが権威に服従し、

A④○2点

他人に同調して、愚行に駈り立てられるのだから、ナチスドイツのような全体主義は

A⑤○1点

いつどこでも起こり得るとしたが、〈A9点〉

B①○2点

B②○1点

ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、敵意を持って迎えられたから。〈B3点〉

X〈逆説〉AとBに○↓1点

(内容【12点】+構造【1点】=13点)

【構造点】

☆ Xは、傍線部に関して「アーレントが」「ユダヤ社会から村八分にされた」理由を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説〉矛盾を含むこと。の構造への評価である。ここでは、Aの要素とBの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説〉矛盾を含むこと Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「アーレントは、『ホロコースト』の首謀者アイヒマンを凡人とみなし、凡人こそが権威に服従し、他人に同調して、愚行に駆り立てられるのだから、ナチスドイツのような全体主義はいつでもどこでも起こり得るとしたが、」〈9点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

以下の5要素に分けて採点。満点(9点)内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていない場合は0点。

①「アーレントは、」の要素(1点)

×「アーレント」の成分が入っていない場合は×。

②『「ホロコースト」の首謀者アイヒマンを凡人とみなし、』の要素(2点)

○「ユダヤ人大量虐殺の首謀者アイヒマンをありふれた小役人風の人物と見切り、」『「ホロコースト」の首謀者であるアイヒマンを凡人でしかない」と認識し、」などでも可○。

×『「ホロコースト」の首謀者アイヒマンを凡人と見切る』のニュアンスの成分が入っていない場合は×。

③「凡人こそが権威に服従し、他人に同調して、愚行に駆り立てられるのだから、」の要素(3点)

○「凡人だからこそ権威に盲従し、他者に同調して、愚行に走るものだから、」「凡人であるために権威に付き従い、他人に同調して、衝動的に愚行に及ぶものだから、」などでも可○。

×「凡人の権威への服従、他人への同調、愚行」のニュアンスの成分が入っていない場合は×。

×凡人についての言及で3つある成分のうち、1つでも欠けるものは不可。

④「ナチスドイツのような全体主義は」の要素(2点)

×「ナチス(ドイツ)、全体主義」の成分が入っていない場合は×。

⑤「いつでもどこでも起こり得るとしたが、」の要素(1点)

○「時と場所を問わず起こり得ると述べたが、」「いつでもどこでも生起しうると考察してみせたが、」などでも可○。

×「いつでもどこでも起こり得る」のニュアンスの成分が入っていない場合は×。

B 「ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、敵意を持って迎えられたから。」〈3点〉

※ 傍線部の説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

①「ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、」の要素(2点)

○「ユダヤ人の被害者意識を逆に刺激するとみなされ、」「ユダヤ人の被害意識をわざわざ害するような言動とみなされ、」などでも可○。「被害者のユダヤ人には受け入れられない考え」などでも可。

×「ユダヤ人の被害(者)意識を逆なでする」のニュアンスの成分が入っていない場合は×。

②「敵意を持って迎えられたから。」の要素(1点)

○「敵意を持って対応されたから。」「敵としての扱いを受けたから。」などでも可○。

×「敵意を持って迎えられる」のニュアンスの成分が入っていない場合は×。

(模範解答例)

A①○1点

A②○2点

アーレントの観察は、

独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、

A③○1点

A④○1点

政治を民主か専制かという選択に留まらない

理論的問題とみなすべきことを示唆するが、〈A 5点〉

B①○2点

B②○1点

ナチスに対する感情的タブーにも配慮して 真理追究をせざるをえないから。〈B 3点〉

X 〈逆説〉 AとBに○↓1点

(内容【8点】+構造【1点】=9点)

【構造点】

☆Xは、傍線部の理由を、「アーレントの観察」に関わる条件Aと、「ナチスに対する感情的タブー」に関わる条件Bという〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する、〈逆説=矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説=矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「アーレントの観察は、独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、政治を民主か専制かという選択に留まらない理論的問題とみなすべきことを示唆するが、」〈5点〉

※傍線部の理由説明をするための一方の条件(アーレントの考察)。

以下の4要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。要素が入っていない場合は0点。

①「アーレントの観察は、」の要素(1点)

※「アーレントの観察」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

②「独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、」の要素(2点)

○「独裁者によるマインド・コントロールが愚かな大衆生み出すことから、」「独裁者が目論むマインド・コントロールから衆愚が作り出されることから」などでも可○。

※「独裁者のマインド・コントロールによる衆愚の発生」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

③「政治を民主か専制かという選択に留まらない」の要素(1点)

○「政治を民主か独裁かの選択の問題に還元できない」「政治は民主か専制かの選択の問題では済まされない」などでも可○。

※「政治を民主か専制の選択とすることへの否定」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

④「理論的問題とみなすべきことを示唆するが、」の要素(1点)

○「理論的問題と考えるべきことを示唆するが、」「理論的問題として処理すべきことを暗示するが、」などでも可○。

✕「理論的問題とみなすべきことを示唆」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

B 「ナチスに対する感情的タブーにも配慮して真理追究をせざるをえないから。」〈3点〉

※傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件（ナチスに対する感情的タブー）。

①「ナチスに対する感情的タブーにも配慮して」の要素（2点）

○「ナチスへの感情的なタブーをわきまえた上で」「ナチスを憎む感情的な禁忌にも考慮して」などでも○。

✕「ナチスに対する感情的タブーへの配慮」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。「タブー」の要素が必要。

②「真理追究をせざるをえないから。」の要素（1点）

○「真理追究を模索していかなければならないから。」「真理追究の試行錯誤をしていかなければいけないから。」などでも可○。

✕「真理追究」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

問6 5点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点

邪悪な権威者が「一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈A2点〉

B①○1点

B②○1点

日常のハラズメントとして、全体主義の脅威が身近に起こり得ること。〈B2点〉

X〈分析〉AとBに○↓1点

(内容【4点】+構造【1点】=5点)

【構造点】

☆Xは、傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉を構成する〈矛盾〉しない二条件A、Bに〈分析〓分けること〉として説明していく構造への評価である。ここではA、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X（1点）は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A「邪悪な権威者が一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈2点〉

※傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉で説明してゆく〈因〉の条件。

①「邪悪な権威者が」の要素（1点）

✕「邪悪な権威者」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

✕「邪悪な」の成分が無い場合不可。

○「邪悪な」は「悪質な」「悪意のある」などでも可。

②「一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈1点〉の要素。

○「一般市民の同調感情を利用してコントロールし、」「一般市民の同調感情を悪用することによって、」などでも可○。

✕ 「一般市民の同調感情の利用」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。「一般市民・同調感情」のいずれか1つでも成分が欠けている場合不可。

B 「日常のハラスメントとして、全体主義の脅威が身近に起こり得ること。」〈2点〉

※傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉で説明してゆく〈果〉の条件。

① 「日常のハラスメントとして、」の要素 (1点)

○ 「よくありがちなハラスメントとして、」「ありふれたハラスメントとして」などでも可○。

✕ 「日常のハラスメント」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

② 「全体主義の脅威が身近に起こり得ること。」の要素 (1点)

○ 「全体主義の脅威が身近なものとしてあること。」「全体主義の脅威が非日常的なものではないこと。」などでも可○。

✕ 「全体主義の脅威が身近にあること」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

□ 現代文（評論）採点基準（合計60点）

問1 7点

（模範解答例）

A ○1点

合理的に考えれば、〈A 1点〉

B ① ○1点 B ② ○1点

B ③ ○1点

B ④ ○1点

仕返しをしても 過去には戻れないので、

欲しかったものや

失ったものが

B ⑤ ○1点

取り戻せるわけではないということ。〈B 5点〉

X 〈分析〉 AとBに○↓1点

〔内容〕【6点】＋構造【1点】＝7点

【構造点】

☆Xは、傍線部が指している内容を〈因果関係〉にある、〈矛盾〉しない二条件A、Bに〈分析〳分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、条件Aと、Bの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〳分けること〉 A＋Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X（1点）は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「合理的に考えれば、」〈1点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

○ 「合理主義的な発想では、」 「合理的に判断すれば、」 などでも可。

✕ 「合理的に考える」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

B 「仕返しをしても過去には戻れないので、欲しかったものや失ったものが取り戻せるわけではないということ。」

〈5点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

満点（5点）内で、得点があれば要素点＋1点。4素以上あれば5点、3要素であれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点

① 「仕返しをしても」の要素（1点）

○ 「仕返しても」「やり返しても」などでも可。

✕ 「仕返し」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

○ 「復讐」でも可。

② 「過去には戻れないので、」の要素（1点）

○ 「過去を取り戻すことはできないので、」「過去を復活させることはできないので、」などでも可。

✕ 「過去に戻れることの否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

③ 「欲しかったものや」の要素（1点）

✕ 「欲しかったもの」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

④「失ったものが」の要素（1点）

✖ 「失ったもの」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

⑤「取り戻せるわけではないということ。」の要素（1点）

○ 「取り戻せる保証はないということ。」「回復できるわけではないということ。」「などでも可。

✖ 「取り戻せない」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問2 12点

（模範解答例）

A①○1点 A②○1点 A③○1点 A④○1点 A⑤○1点

ヒットした、劇・小説や映画で、「悪人」が報復されるのに 共感が集中したり、（A5点）

B①○1点 B②○1点 B③○1点

また会議で痛い所を衝かれた相手の 粗を探したり、店員の態度が悪かった店を

B④○1点 B⑤○1点 B⑥○1点

ツイッターで拡散するなど、日常的な「仕返し」も 世に溢れているから。（B6点）

X（分析）AとBに○↓1点

（内容【11点】+構造【1点】＝12点）

【構造点】

☆Xは、傍線部の理由を、「文学作品や娯楽作品」における「復讐」の具体例Aと、「日常的な場面」におけるそれらBの、〈矛盾〉しない二条件に〈分析〳〳わかること〉として説明する構造への評価である。ここでは、Aの要素、Bの要素が、それぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X（分析〳〳分けること） Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X（1点）は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合のみ加算する。

A 「ヒットした劇・小説や映画で、「悪人」が報復されるのに共感が集中したり、」（5点）

※ 傍線部の理由説明をするための、「文学作品・娯楽作品」の具体的な条件。

満点（5点）内で、得点があれば要素点+1点。4要素以上あれば5点、3要素であれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点。要素が入っていないければ0点

①「ヒットした」の要素（1点）

○ 「流行した」「はやった」などでも可。

✖ 「ヒットした」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

②「劇・小説や」の要素（1点）

○ 「戯曲や小説や」「文学作品や」などでも可。

✖ 「文学作品」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③「映画で」の要素（1点）

✖ 「映画」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

○「動画」や「映像」などでも可。

④『悪人』が報復されるのに」の要素（1点）

- 「悪党が因果応報によって痛い目にあうのに」「悪者が復讐されることに」などでも可。
- ×『悪人』が報復される」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- 「悪人」を「何らかの」規律に背いた人」などと表現していても可○。

⑤「共感が集中したり、」の要素（1点）

- 『『ごまあみろ』と共感したり、「大いに共感したり、」などでも可。
- ×「共感」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- 「快感」などでも可。

B「また会議で痛い所を衝かれた相手の粗を探したり、店員の態度が悪かった店をツイッターで拡散するなど、日常的な「仕返し」も世に溢れているから。」〈6点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、「日常的な場面」における具体的な条件。

満点（6点）内で、得点があれば要素点+1点。5要素以上あれば6点、4要素であれば5点、3要素であれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点。要素が入っていないければ0点

①「また会議で痛い所を衝かれた相手の」の要素（1点）

- 「また会議でやり込められた相手の」「また会議で批判を受けた相手の」などでも可。
- ×「会議で痛い所を衝かれた相手」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

②「粗を探したり、」の要素（1点）

- ×「粗探し」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③「店員の態度が悪かった店を」の要素（1点）

- ×「店員の態度が悪かった店」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- 店員の対応が悪い、というニュアンスが伝われば可。

④「ツイッターで拡散するなど、」の要素（1点）

- ×「ツイッターで拡散」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑤「日常的な『仕返し』も」の要素（1点）

- 「よくありがちな仕返しも」「普段よく見かける『仕返し』も」などでも可。
- ×「日常的な『仕返し』」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑥「世に溢れているから。」の要素（1点）

- 「世間ではよく見られるから。」「枚挙にいとまがないから。」などでも可。
- ×「世に溢れている」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

人が仕返しを好むのは 快感を得られるからであるが、〈A 2点〉

B①○1点

B②○1点

他人の悪口をいふらし続けたり、常にやり返そうとしてばかりいると、

B③○1点

周囲から避けられるようになり、

B④○1点

B⑤○1点

自然とその人の交友関係は かぎられたものになってしまうから。〈B 5点〉

X 〈逆説〉 AとBの要素に○↓+1点

(内容【7点】+構造【1点】=8点)

【構造点】

☆Xは、筆者が傍線部のように言う理由を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説||矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているともなして1点加算。

X 〈逆説||矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点(7点)の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A「人が仕返しを好むのは快感を得られるからであるが、」〈2点〉

※筆者が傍線部のように言う理由を説明するための譲歩的な一方の条件。

①「人が仕返しを好むのは」の要素(1点)

○「人が復讐を好むのは」「人の仕返しへの嗜好は」などでも可。

×「仕返しを好む」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

②「快感を得られるからであるが、」の要素(1点)

○『気持ちがいいから』であるが「快楽をえられるからであるが」などでも可。

×「快感が得られる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

○「娯乐的」などでも可。

B「他人の悪口をいふらし続けたり、常にやり返そうとしてばかりいると、周囲から避けられるようになり、自然とその人の交友関係はかぎられたものになってしまうから。」〈5点〉

※ 筆者が傍線部のように言う理由を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。4要素以上あれば5点、3要素であれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点

①「他人の悪口をいふらし続けたり、」の要素(1点)

○「他人の悪口を拡散しようしていたり、」「他者への誹謗中傷を繰り返したり、」などでも可。

×「他人の悪口を言いふらす」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「常にやり返そう」としてばかりいると」の要素 (1点)

○ 「いつも仕返しをしようとしていると」、「常に復讐を念じていると」、「などでも可。
× 「常にやり返そうとしている」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「周囲から避けられるようになり、」の要素 (1点)

○ 「周囲から煙たがれるようになり、」周囲が遠ざかるようになり、「などでも可。
× 「周囲から避けられる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「自然とその人の交友関係は」の要素 (1点)

○ 「当然相手の交友関係は」「必然的に本人の交友の範囲は」などでも可。
× 「その人の交友関係」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑤ 「かぎられたものになってしまいうから。」の要素 (1点)

○ 「限定されてしまいうから。」「狭いものとなってしまいうから。」などでも可。
× 「限られたものになってしまいう」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問 4 13点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

コーヒーショップで簡単な課題をすませれば

報酬が得られるという

説明の途中で、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

依頼人が携帯電話で話し始め、

謝罪もなしに説明を再開するという

失礼な振る舞いをされた被験者が、

C①○1点

C②○1点

わざとおかれた 多めの額をもち帰ることで、

D①○1点

D②○1点

D③○1点

X〈分析〉A・B・Cの2種以上で○↓+1点

相手に常識、即ち規範を破ったことへの

反省を迫ることで

実現されている。〈3点〉

D①○1点

Y〈総合〉Dに○↓+1点

(内容【11点】+構造【2点】=13点)

【構造点】

☆Xは、傍線部の内容を具体的に実現する、ダン・アリエーの実験において、その実現内容を、Aの条件下で、〈因果関係〉をなす
〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〳分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の二種以上でそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〳分けること〉 〈Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の二種以上で一つ以上 ○1点

☆Yは、B、Cをまとめて、傍線部の具体的な実現であるDへと結論づける、〈総合〳まとめること〉の構造への評価である。
ここでは、Dの要素が一つ以上あればこの構造の骨組みが成立しているとみなし1点加算。

Y〈総合〳まとめること〉 Dの要素 ○1点

◎採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)・Y(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A「コーヒーショップで簡単な課題をすませれば報酬が得られる」という説明の途中で、「〈3点〉

※傍線部の内容の具体的な実現を説明するための前提条件。

満点(3点)内で、得点があれば要素点+1点。要素以上であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「コーヒーショップで簡単な課題をすませれば」の要素(1点)

○「コーヒーショップで簡単な課題を解けば」「コーヒーショップで五分程度で解ける問題をすませれば」などでも可。

×「コーヒーショップで簡単な課題をすませる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

②「報酬が得られる」という「の要素(1点)

○「報酬が出る」という「報酬がある」というなどでも可。

×「報酬」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③「説明の途中で、」の要素(1点)

○「説明の最中に」「説明中に」などでも可。

×説明の途中」のニュアンスの成分が入っていないければ×

B「依頼人が携帯電話で話し始め、謝罪もなしに説明を再開するという失礼な振る舞いをされた被験者が、」〈3点〉

※傍線部の内容の具体的な実現を説明するための、Aの条件下で起こる事態を〈因果関係〉で説明する〈因〉の条件。

満点(3点)内で、得点があれば要素点+1点。要素以上であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「依頼人が携帯電話で話し始め、」の要素(1点)

○「依頼人が携帯電話で通話を開始し、」「依頼者が携帯で通話に取り掛かり、」などでも可。

×「依頼人が携帯電話で話す」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

②「謝罪もなしに説明を再開する」という「の要素(1点)

○「謝りもせずに説明に再度とりかかるといいう」「謝罪なしの説明再開という」などでも可。

×「謝罪なしの説明再開」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③「失礼な振る舞いをされた被験者が、」の要素(1点)

○「被験者が無礼な扱いを受けたので、」「失礼な処遇を受けた被験者が、」などでも可。

×「失礼な振る舞いを受けた被験者」のニュアンスの成分が入っていないければ×

C「わざとおかれた多めの額をもち帰ることで、」〈2点〉

※傍線部の内容の具体的な実現を説明するための、Aの条件下で起こる事態を〈因果関係〉で説明する〈果〉の条件。

①「わざとおかれた」の要素(1点)

○「故意におかれた」「意図的に置かれた」などでも可。

×「わざとおかれた」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

②「多めの額をもち帰ることで、」の要素(1点)

○「約束以上のお金を持ち帰ることで、」「多めの金額をポケットに入れることで、」

×「多めの額を持ち帰る」のニュアンスの成分が入っていないければ×

D 「相手に常識、即ち規範を破ったことへの反省を迫ることで実現されている。」〈3点〉

※ 傍線部の内容の具体的な実現として、B、Cをまとめていく条件。

満点(3点)内で、得点があれば要素点+1点。要素以上であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「相手に常識、即ち規範を破ったことへの」の要素(1点)

○「相手が常識ルール、あるいは規範に反したことへの」「相手がルールや規範を守らなかったことに対する」などでも可。

✖「相手の常識(ないしは規範)破り」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

○「失礼なことをする」「失礼な態度」などでも可。

②「反省を迫ることで」の要素(1点)

○「反省を突きつけることで」「猛省を促すことで」などでも可。

✖「反省を迫る」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

○「規範意識を持つようになる」など反省の内容を説明した場合も可。

③「実現されている。」の要素(1点)

✖「実現」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問5 7点

(模範解答例)

A○1点

仕返しが〈A1点

B○1点

個人的感情よるとしても、〈B1点

C①○1点 C②○1点

相手に規範違反を知らせ、繰り返させないことになれば、

C④○1点

結果的に社会全体の秩序の維持につながる。〈C4点

C③○1点

自分以外の同胞のためにもなり、

X〈逆説〉A・B・Cの内、2つ以上○↓+1点

(内容【6点】+構造【1点】=7点)

【構造点】

☆Xは、傍線部を説明すべく、話題のAを、B、Cの〈矛盾する二条件に引き裂いて説明してゆく〉逆説||矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、〈条件A、条件B、Cの要素〉の要件の内の二種二つ以上があれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加算。

X〈逆説||矛盾を含むこと〉 〈A、B、Cの要素〉の要件の内の二種二つ以上 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点は、右に示した要素を組み合わせさせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A「仕返し」〈1点

※傍線部を説明するための話題の条件。

- 「報復が」「応報が」などでも可。
- ✕「仕返し」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

B「個人的感情によるとしても、」〈1点〉

※傍線部を説明すべく、Aを説明していく譲歩の条件。

○「それぞれの考えと感情によるとしても、」「個々人の理由はそれぞれに異なるとしても」

✕「個人的感情による」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

○「その意図とは無関係に」などでも可。

C「相手に規範違反を知らせ、繰り返させないことになれば、自分以外の同胞のためにもなり、結果的に社会全体の秩序の維持につながりうること。」〈4点〉

※傍線部を説明すべく、Aを説明していく、Bとは〈矛盾〉する条件。

以下の四要素に分けて採点。満点(4点)内で、得点があれば要素点+1点。3要素以上があれば4点、2要素で3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「相手に規範違反を知らせ、」の要素(1点)

○「相手に規範逸脱気味であることを知らせ、」相手の行為が規範違反であることを知らしめ、「などでも可。

✕「相手に規範違反を知らせる」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

②「繰り返させないことになれば、」の要素(1点)

○「繰り返しをやめさせれば、」「リピートさせないようにすれば、」

✕「繰り返させない」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

③「自分以外の同胞のためにもなり、」の要素(1点)

○「自分のみならず同胞のためにもなり、」「自分だけでなく同胞にとってもよいことであり、」

✕「自分以外の同胞のためにもなる」のニュアンスの成分がなければ✕。

④「結果的に社会全体の秩序の維持につながりうること。」の要素(1点)

○「必然的に社会全体の秩序維持に資すること。」「当然、社会総体の秩序の安寧に結びつきうるということ。」「などでも可。

✕「社会全体の秩序維持につながりうること」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

問6 13点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点 A③○1点 A④○1点

「仕返し」は、個人的な復讐感情に依拠したままでは不正行為につながり得て、

A⑤○1点

社会を非協調に導きかねないが、〈A5点〉

B①○1点 B②○1点

B③○1点

B④○1点

B⑤○1点

「応報」は、「規範」を前提とする

協調的な

社会的枠組の中で、

個人的趣味を越えた

B⑥○1点 B⑦○1点

社会的正義を理由として行われるものである。〈B7点〉

(内容)【12点】+構造【1点】=13点

X〈分析〉AとBに○↓+1点(13点)

【構造点】

☆Xは、傍線部に含まれる、「仕返し」と「応報」のA、B二条件に〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造——「仕返し」と「応報」は、内容的には〈対比〉的であり、〈矛盾〉するようにも見えるが、この場合ふたつの別ケースと考えて〈分析Ⅱ分けること〉の構造で捉えるべきものである——への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A 「仕返し」は、個人的な復讐感情に依拠したままでは不正行為につながり得て、社会を非協調に導きかねないが、」〈5点〉

※ 傍線部に含まれる「仕返し」の条件。

以下の5要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点。4要素以上があれば5点、3要素あれば4点、2要素あれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「仕返し」は、「」の要素(1点)

※「仕返し」の成分が入っていないければ✕。

②「個人的な」の要素(1点)

※「個人的」の成分が入っていないければ✕。

○「それぞれの」などでも可。

③「復讐感情に依拠したままでは」の要素(1点)

○「復讐感情のままでは、」「復讐感情自体では、」

※「復讐感情に依拠」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

④「不正行為につながり得て、」の要素(1点)

○「人を不正行為に駆り立てることもあり、」「不正行為を働いてしまう場合もありえ、」などでも可。

※「不正行為につながる」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

⑤「社会を非協調に導きかねないが、」の要素(1点)

○「社会を非協調の方に傾かせかねないが、」「社会全体の効用を低下させかねないが、」などでも可。

※「社会を非協調に導く」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

○「社会を分裂させかねない」などでも可。

B「『応報』は、『規範』を前提とする協調的な社会的枠組の中で、個人的趣味を越えた社会的正義を理由として行われるものである。」〈7点〉

※傍線部に含まれる「応報」の条件。

以下の7要素に分けて採点。満点(7点)内で、得点があれば要素点+1点。6要素以上があれば7点、5要素であれば6点、4要素であれば5点、3要素あれば4点、2要素あれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。

①「『応報』は、「」の要素(1点)

※「『応報』の成分が入っていないければ✕。

②「規範」を前提とする」の要素（1点）

○「『規範』を土台とする」「『規範』を前提条件とする」などでも可。
×「『規範』を前提」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③「協調的な」の要素（1点）

×「協調的」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④「社会的枠組の中で、」の要素（1点）

○「ある枠組みのもとに」「社会的枠組の制約の中で、」などでも可。
×「(社会的) 枠組」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑤「個人的趣味を越えた」の要素（1点）

○「個人的な好悪を超えた」「個人の好き嫌いを越えた」などでも可。
×「個人的趣味の超越」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑥「社会的正義を」の要素（1点）

×「社会的正義」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑦「理由として行われるものである。」の要素（1点）

○「根拠にして実行されるものである。」「動機として行われる。」などでも可。
×「理由」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

三 (古文) 採点基準 (40点)

問1 各3点×4＝12点

「傍線部①」「いとびんなかめりしかば」の現代語訳。

A○2点

B○1点

(模範解答例) たいそう都合が悪い ようであつたので 【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「たいそう都合が悪い」(2点)

※ 「いとびんなか」の解釈

○ 「たいそう」＋「不都合だ」「不便だ」「具合が悪い」の意味。完答。

B 「ようであつたので」(1点)

※ 「めりしかば」の解釈。

○ 「めり」の推定(めり)＋過去＋「已然形＋ば」原因の意味。完答。

「傍線部②」「念じて、帰りごと書く」の現代語訳。

A○2点

B○1点

(模範解答例) 我慢して 夫への返事を書く 【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「我慢して」(2点)

※ 「念じて」の解釈

○ 「我慢する」＋接続助詞「て」の解釈。

B 「夫への返事を書く」(1点)

※ 「帰りごと書く」の解釈。

○ 「手紙の返しを書く」「夫への」返事を書く」のような解答。

※ 「手紙を書く」は×。「帰りごと」＝「返事」であることがわからなければ不可×。

〔傍線部③〕「なほしきこええず」の現代語訳。

A○2点 B○1点

(模範解答例) もう何も 申し上げ ない。【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「もう何も…ない」(2点)

※ 「なほしきこええず」の解釈

○ 「さらに…打ち消し」の全部否定。「決して…まったく…少しも…これ以上は…もう二度と」なども正解。

B 「申し上げ」(1点)

※ 「きこえ」の解釈。

○ 「申し上げる」(言ふ)の謙譲語(になっている)こと。

〔傍線部④〕「よろずいことわりにはあれど」の現代語訳。

A○1点 B○2点

(模範解答例) すべてが 道理ではあるけれど。【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「すべてが」(1点)

※ 「よろず」の解釈

○ 「全部が」でも可。

B 「道理ではあるけれど」(2点)

※ 「ことわりにはあれど」の解釈。

○ 「ことわり(理)」の解釈+逆接。「もちろんのことであるが」でも可。完答。

問2 5点

※ 「さきのやうにくやしきこともこそあれ。なほしばし身を去りなむ」の現代語訳

A○1点

B○3点

(模範解答例) 以前のように 後悔するよゆうなことがあつたら困る。

C○1点

やばりしてはびく居なへなうてしまおう。【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「以前のよう」(1点)

※ 「さきのやうに」の現代語訳。

○ 「前々(から)のよう」でも可。

B 「後悔するようなことがあったら困る」(3点)

※ 「くやしきこともこそあれ」の現代語訳。

○ 「もこそ」の箇所が「うしたら困る」と訳してあること。「後悔する」は「残念だ」「悔しく感じる」でも可。

C 「やはりしばらく居なくなってしまうおう」(1点)

※ 「なほしばし身を去りなむ」の現代語訳。

○ 「なほ」が「やはり」と訳してあること＋「なむ」が完了＋意志の意味(うてしまおう)になっていること。両方そろって○。

○ 「やはり身を隠してしまおう」などでも可。

○ 「身を去り」の部分は、「身を隠す」「家から出かける」などでも可。

× 「出家する」はそこまで言及されていないため不可。

問3 5点

※ 「いづくへも」の歌の「山ぶみしてもとはれざれけり」をふまえて筆者の心情を具体的に説明する。

A ○2点

(模範解答例) 筆者が西山寺に籠ってしまっても

B ○2点

日頃通いの途絶えた夫兼家が心配して尋ねてくることなどありえないだろう ということ。

C ○1点

【5点】

☆各加点要素の加点の条件

※ A・Bは単独採点。CはA・Bに得点がある場合のみ採点できる。

A 「筆者が西山寺に籠ってしまっても」(2点)

※ 「山ぶみしても」をふまえた説明。

○ 筆者の山籠もりという内容であること。

× 「出家したとしても」は不可。暗にほめかしてはいるが、ここでは「出家する」と言っていない。

× 「たとえ西山寺に籠ったとしても」という内容になっていること。「籠ると」のような表現は×。

B 「日頃通いの途絶えた兼家が心配して尋ねてくることなどありえない」(2点)

※ 「とはれざれけり」をふまえた説明。

○「夫兼家が来訪することはない、の内容であること。

C「ということ。」(1点)

※文末処理。ただしこの箇所だけ正解の答案には加算無し。

問4 5点

※「はやくものしぬ。追ひてなむまかるべき」で述べられている内容を「ものし」「まかる」の内容を明示して説明する。

A 〇2点

B 〇2点

(模範解答例)

母は先に西山寺に行っていました、その後を追って道綱自身も参るつもりである

C 〇1点

ということ。【5点】

☆各加算要素の加算の条件

※A・Bは単独採点。CはA・Bに得点がある場合のみ採点できる。

A「母は先に西山寺に行っていました」(2点)

※「ものし」の具体的内容

○母は自分(道綱)よりも先に(西山)寺に行っているという内容であること。

○「母に追いつくように」などでも可。

B「その後を追って道綱自身も参るつもりである」(2点)

※「まかる」の具体的内容

○母の後を追って道綱も寺に行こうとしている「という内容であること。

C「ということ。」(1点)

※文末処理。ただしこの箇所だけ正解の答案には加算無し。

問5 各2点×2＝4点

(2)・(5)

ア 打消推量の助動詞「じ」の終止形

イ 現在推量の助動詞「らむ」の連体形

※それぞれ完答。この解答以外は認めない。

問7 5点

※傍線部D「あさましやのどかにたのむとこのうらを打ち返しける波の心よ」の歌で、誰のどのような行為について「あさまし」と感じたのか、和歌の内容を踏まえて説明する。

A ○1点 B ○2点

C ○2点

(模範解答例) 筆者の、兼家の信頼を裏切るかのように 突然実家を後にして西山寺に籠ってしまった 行為。 【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「筆者の『行為』」(1点)

※「誰の行為」にあたる内容。

○文頭と文末の形。文末はうまく処理されていれば、「行為」という語でなくてもよい。

○「筆者の」の部分は文頭でなくとも解答内で説明されていれば可。

B 「兼家の信頼を裏切るかのように」(2点)

※設問条件の、和歌の「のどかにたのむとこのうらをうち返しける(＝心穏やかにあなたのことを頼みにしていたのに、寝床の裏をひっくり返すように私の思いを裏切ってしまう)」をふまえた部分。

※「行為」の意味づけにあたる内容。

○「夫兼家の願ひとは裏腹に」という内容であればよい。

○具体的に「兼家は会いたい(願ひ)」と思っていたのに(それを裏切るように)「というような書き方でもよい。

※本文の内容としては間違っていないことが書かれていても、設問条件の、Dの「和歌の内容をふまえて」いないものは、Bは得点できない。(「筆者が出家をほのめかす」など。)

C 「突然実家を後にして西山寺に籠ってしまった」(2点)

※「どのような行為」の具体的な内容。

○「寺に籠ってしまった」という内容であること。

※「身を隠す」のみの解答など、「山・寺に籠る」という内容まで言及できてないものは不可。

〔四〕(漢文) 採点基準 (合計 40点)

問1 各5点×3＝15点

〔傍線部①〕「将重其法」をすべてひらがなで書き下す。

A○3点 B○2点

(模範解答) まさに そのほふ(ほう)をおもくせ んとす【5点】

- ※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体×0点。
- ※句点「。」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

A「まさにんとす」(3点)

※再読文字「将」の読み方

- ※一字でも誤りがあれば×A加点なし、0点。
- 「ん」が「む」になっている場合は許容○。

B「そのほふ(ほう)をおもくせ」(2点)

- 「はふ(ほう)」を「ほふ」「はう」としているものは許容する。
- 「おもくせ」を「おもんぜ」としているものは許容する。
- ※他は一字でも誤っていれば要素B加点なし(0点)。

〔傍線部②〕「可失乎」をすべてひらがなで書き下す。

(模範解答) うしなふ(う)べけんや【と】【5点】

- ※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体×0点。
- ※句点「。」の有無は問わない。
- ※文末の「と」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

- ▲「しつ(つ)すべけんや」は2点減点(3点)。
- ▲「うしなふ(う)べからんや」は3点減点(2点)。
- ▲「うしなふ(う)べけん」は3点減点(2点)。
- ※他は一字でも誤っていれば×0点。

「傍線部⑤」「当退」をすべてひらがなで書き下す。

A ○3点 B ○2点

(模範解答) まよに しりぞく べし [と] [5点]

※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体 ✕0点。

※句点。「。」の有無は問わない。

※文末の「と」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

A 「まさにべし」(3点)

※再読文字「当」の読み方

✕一字でも誤りがあれば ✕A 加点なし、0点。

B 「しりぞく」(2点)

※「退」の読み

○「ひく」と読んでいるものも許容する。

✕他は一字でも誤っていれば要素B 加点なし(0点)。

問2 4点

※「二人」は、どのような行為が発覚して捕らえられたのかを説明する。

A ○2点

B ○2点

(模範解答) 質の悪い貨幣を質の良い貨幣と交換して流通させたこと。

☆各加点要素の加点の条件

○「悪銭(あくせん)を以(もつ)て好(よ)きに易(か)ふる」の解釈「質の悪い貨幣を質の良い貨幣と交換する」が説明できていれば可とする。

○「質の良い貨幣を質の悪い貨幣と交換する」という語順でもよい。

▲ただし、この部分が説明できていても、他の部分で、明らかな誤りを含んでいる場合は1点減点。

○「質の悪い貨幣を質のよいものと交換する」という書き方でも可。

○「交換する」は「替える(換える)」「両替する」でも可。

▲「質の悪い貨幣」と「質のよい貨幣」のどちらか一方が欠けているもの(例「質の悪い貨幣と交換した」と「質の良い貨幣を交換したこと」など)は ▲2点減点。

✕「易」|| 「交換する・換える(代える・替える・変える・両替する)」が表現できていないものは ✕。

問2 || 0点。

- 「質の良い(悪い)」「は」「良い(よい)」「悪い(わるい・よくない)」「のみでも可。
- 「質のよい貨幣」を、「隋王朝の鑄造した貨幣」としているものは可とする。
- 「貨幣」は、「お金」「銭」「貨」「通貨」も可とする。つまり、「質の良い(悪い)貨幣」を「良銭(悪銭)・良貨(悪貨)」としているものも可。
- ▲ただし、「貨幣」を「金」「gold」ともとれるから()としているものは▲1点減点(答案中に何度使っても減点は1点)。
- ▲また「貨幣」を「紙幣(お札)」としているものは▲2点減点。(答案中に何度使っても2点減点)。

問3 7点

- ※「欲妄殺人、豈得不関臣事」を現代語訳する。

☆○※

A○1点

B○2点

C前半○

D○2点

(模範解答)

皇帝が

むやみに

人を殺そうとすることが、

どうして

私の職務に関係ないとするこ

C後半○2点

むぎまじょうが、いやむぎません。【7点】

☆各加点要素の加点の条件

※句読点の有無は問わない。

○同意表現可。ニュアンスが合っていれば可とする。

☆「皇帝が」(0点)※加点要素としない。○で0点。✖の場合、1点減点

○主語の補いはなくても可。

○補っている場合、「皇帝」「文帝」「上」「あなた(二人称代名詞)」としても可

▲補った主語が明らかに誤っている場合は、▲1点減点。

A「むやみに」(1点)

※「妄りに」の解釈

○「法によって殺すことが許されていないのに、皇帝の独断で(殺す)」という意味にとれる表現なら可。

○「むやみやたらに」「みだりに」「好き勝手に」「勝手に」「法に反して」「不法に」なども可。

B「人を殺そうとすることが」(2点)

※「人を殺さんと欲するは」の解釈

○「人を殺そうとするのが」も可。

○「人を殺そうとする」は、「人を殺そうとしている」も可。

▲「人を殺そうとする」を、「人を殺そうとした」と過去形にしているものは要素B 1点減点。

○「が」は「は」「を」でも可とする。

○仮定文として、「(もし)人を殺そうとしたら」「(もし)人を殺そうとするならば」のようにしているものも可とする。

○「人を殺そうとするのに」「人を殺そうとしているのに」も可とする。

✖「人を殺す」が正しく訳せていないものは要素B 加点なし(要素B=0点)。

○「人」を、「死刑にすべきでない人」のような補いをしているものは可とする。

▲ただし、「無実の人」としているものは要素B 1点減点。

○「殺す」は、「死刑にする」「処刑する」「死罪とする」(「死刑・死罪を適用する」としても可)。

※ただし「殺人罪とする」「殺人罪を適用する」は不可。要素B 加点なし。

※「欲」(「しよ」とする)を訳していないもの(人を殺すことが)は要素B 加点なし(要素B = 0点)。

▲「欲」を、「ほしがる」の意で訳しているもの(「人を殺すことを求める」「人を殺したがる」など)は、要素B 1点減点。

C 「どうして〜できませんようか」(できるだろうか)、「いや、〜できません」(できない) (2点)

※「豈に〜を得んや」の解釈。

○敬語で訳していなくてもよい。

▲「どうして〜か」のみで、「いや〜」の部分がないものは要素C 1点減点。

○「どうして〜か」がなく、「(いや)〜」のみであるものは可とする。

○「どうして」は「なぜ」も可。

▲「豈」の訳が不適当なものは要素C 1点減点。

▲「得」を「〜できる(可能)」の意味で解釈していないものは要素C 1点減点。

○「〜られようか」「〜といえるだろうか」「〜といえようか」などは可とする。

○「〜だろうか」の「〜だろう(推量)」はなくても可とする。

○「どうして〜だろう」(文末の「か」がないもの)も可とする。

D 「私の職務に関係ない」とすることが「(2点)

※「臣の事に関はらざる」の解釈

※「臣」を「私(一人称代名詞)」「自分」の意味で訳していないものは要素D 加点なし(要素D = 0点)。

(「大臣」「臣下」「趙綽」などは不可。皇帝の臣下であっても、王の言動に関係ない者もいるから、「臣下」は不可。)

▲「事」を「職務」「仕事」の意味で訳していないものは要素D 1点減点。

○「大理少卿である私」「裁判・刑罰(法)を司る身である私」のように、「臣」を一人称代名詞で解釈したうえで、「職務」を具体化しているものは可とする。

○「関はらざる」は「無関係である」「関わらない」などでもよい。

▲「関はらざる」の解釈が誤っているものは要素D 1点減点。

▲「私に関係ない事」という訳し方は要素D 1点減点。この文の「事」はあくまでも「臣||趙綽」の職務のことを指している。

問4 4点

※傍線部⑥「啜羹者、熱則置之。」で、文帝はこの表現によって趙綽にどのようなことを伝えようとしたと思われるか説明する。

A ○1点

B ○1点

C ○2点

(模範解答) 諫言が 相手を怒らせたこと(に)気がついたら、それ以上何も言わないほうがよいということ。

【4点】

☆加点の条件

A「諫言が」(1点)

※「羹を啜る」の解釈

○諫言する・諫言して・諫言する者は・諫言が など。

○目的語(「他人を・皇帝を・文帝を」など)を補っていても可。

○「批判(する)」「非難(する)」「意見(を言う)」「発言(する)」「相手の行為を止めようとする」「注意する」なども可。

※ただし「奏上する」のように、必ずしも自分の意見や批判を意味しないものは要素A加点なし(要素A 〓0点)。

B「相手を怒らせたことに気づいたら」(1点)

※「熱ければ」の解釈

○「相手を怒らせる」は、「(相手が)怒る」という書き方でも可。

○「怒る」要素がなく、単に「拒絶する」「受け入れられない」としているものも許容する。

○「気づいたら」の要素がなく、「相手を怒らせたら」のような書き方のみでも可。

○「相手」は、「皇帝」「文帝」「私」なども可。

C「それ以上何も言わないほうがよい」(2点)

※「之を置く」の解釈

○「それ以上何も言わない」は、「相手を怒らせた行為をやめる」という意味であれば可とする。「引き下がる」なども可。

▲右の要素がなく、「諫言(批判)を続けるとますます相手を怒らせ、自分がひどい目にあう」ことに触れているものは要素C1点減点。

※「何もせずにしばらく待つ」と解釈しているものは要素C加点なし。(文脈上、この文帝の発言は、「諫言を聴く気はないからやめろ」と言っているのであり、「後で諫言しろ」と言っているわけではない。)

※「(怒った相手を)放っておく」の意で解釈しているものは要素C加点なし(要素C 〓0点)。諫言しようとしていた者が、その行為を中止(断念)すべきだということと言っているのであり、最初から何もするなど言っているのではない。

※「それ以上何も言わない」「相手を怒らせた行為をやめる」の要素も、「諫言を続けると自分がひどい目にあう」という要素のどちらも欠けているものは要素C加点なし(要素C 〓0点)。

○「〜ほうがよい」は、「〜べきだ」「〜ねばならない」のような表現でも可。

▲「〜ほうがよい」「〜べきだ」の要素が欠けているものは要素C1点減点。

問5 各1×3＝3点

a = じばじば

b = じじじじ

c = じだ

(え)て

※解答例のみ正解

※「すべてひらがな」を答えていないものは✖0点。

問6 7点

(イ)